

事理弁識能力を欠く常況にあるXは、家庭裁判所で後見開始の審判を受け、Yが成年後見人となった。この場合、XがYの同意なしに単独で近所のスーパーで日用品を購入した行為は取消すことができる。(1-①)

不適切。成年被後見人の行為は、成年後見人の同意の有無を問わず取り消しうる(民法9条本文)。しかし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、取り消すことができない(民法9条但書)。

事理弁識能力が著しく不十分であるXは、家庭裁判所で保佐開始の審判を受け、Yが保佐人となった。その後、Xは、自己の所有する不動産をYの同意なしに第三者Zに売却した。Xが売却した不動産の価格が適正であったとしても、Yは当該行為を取消すことができる。(1-②)

適切。被保佐人は、保佐人の同意なくして不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすることができない(民法13条1項3号)。これに反してした行為は、保佐人も取り消すことができる(民法13条4項・120条1項)。

1. 第18回 9-3 (2点)

制限能力者（制限行為能力者）との取引に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 事理弁識能力を欠く常況にあるXは、家庭裁判所で後見開始の審判を受け、Yが成年後見人となった。この場合、XがYの同意なしに単独で近所のスーパーで日用品を購入した行為は取消すことができる。
- ② 事理弁識能力が著しく不十分であるXは、家庭裁判所で保佐開始の審判を受け、Yが保佐人となった。その後、Xは、自己の所有する不動産をYの同意なしに第三者Zに売却した。Xが売却した不動産の価格が適正であったとしても、Yは当該行為を取消すことができる。
- ③ 事理弁識能力が不十分であるXは、家庭裁判所で補助開始の審判を受け、Yが補助人となった。この場合、家庭裁判所はXが贈与を受けることについてもYの同意が必要であると定めることが可能である。
- ④ 17歳のXが、オートバイの販売店Yで原動機付自転車を購入した。その際、Xは、原動機付自転車の購入に同意する旨のXの両親の同意書をYに提示したが、その同意書はXが偽造したものであり、実際にはXは両親の同意を得ていなかった。この場合、Xの両親は当該売買契約を取消すことができる。
- ⑤ 制限能力者が否かを調査することができるよう、成年後見登録制度が設けられており、法務局で法定後見制度に関する事項について、取引の相手方は自由に登記事項証明書を請求することができる。

2. 第15回 4-2 (3点)

XはYとの間でXが所有するマンションをYに売却する内容の売買契約を締結した。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものとの組み合わせとして最も妥当なものを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア Xが成年被後見人であった場合、本件契約につき事前に、成年後見人Aの同意を得ていたとしても、Xは本件契約を取消すことができる。
- イ Xが被保佐人であった場合、本件契約につき事前に、保佐人Bの同意を得ていたとしても、Xは本件契約を取消すことができる。
- ウ Xが被保佐人であった場合、保佐人Bは本件契約につき、当然にXを代理することができる。
- エ Xが成年被後見人であり、契約締結時に意思能力がない状態であった場合には、成年後見人Aの同意を得ていたとしても、本件契約は無効となる。
- オ Xが被保佐人である場合において、契約締結にあたり、Xは自己が能力者である旨をYに信じさせるため詐術を用いた。この場合、保佐人Bの事前の同意がなくても、Xは本件契約を取り消すことができない。

- ①アイウ
- ②アイエ
- ③アエオ
- ④イウオ
- ⑤ウエオ

3. 第14回 8-4 (2点)

以下の事例を前提に、次のア～エにあげたXの主張につき、Xが善意、悪意にかかわりなく認められるものを（a）、Xが善意であれば認められるものを（b）、Xが善意・無過失の場合のみ認められるものを（c）、と分類した組み合わせとして最も適切なものを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

Xは、Yの代理人と称するZとの間で、Yから委任状の提示を受けた上でYが所有する土地につき売買契約を締結した。しかし、実は、Yは、Zに対しては、当該土地の不動産登記全部事項証明書取得の権限しか与えておらず、委任状は、その登記全部事項証明書取得に使用させるために白紙でZに対して交付したものであった。

- ア. Yに対する土地所有権移転登記手続請求
- イ. 本件売買契約の取消
- ウ. Zに対する損害賠償請求
- エ. Yに対する追認するか否かの確答を求める催告

- ① アー (a) イー (b) ウー (b) エー (c)
- ② アー (a) イー (c) ウー (a) エー (b)
- ③ アー (b) イー (a) ウー (c) エー (c)
- ④ アー (c) イー (b) ウー (c) エー (a)
- ⑤ アー (c) イー (a) ウー (b) エー (a)

4. 第14回 3-1 (3点)

不動産の登記には、理論上、対抗力、推定力、公信力の3つの効力が考えられる。（わが国では登記には対抗力、推定力しか認められていない）。下記の登記の3つの効力（A～C）とその説明（ア～ウ）及びそれぞれの効力が関わる事例（甲～丙）の組み合わせとして最も妥当なものを下記①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- A. 対抗力
- B. 推定力
- C. 公信力

- ア. 登記を過失なくして信頼して取引をした者に真実の権利関係が存在したのと同様の権利取得を認める効力。
- イ. 物権変動があったことを当事者以外の第三者に法律上主張することができる効力。
- ウ. 公示された権利関係が存在しないと主張する者は、その反証をあげなければならず、反証がなければ登記通りの権利関係が認められる効力。

- 甲. Xがその所有する不動産をY・Zに二重譲渡し、Zが先に登記を備え、ZがYに優先し不動産の所有権を取得した。
- 乙. 真実の所有者Xがその不動産の登記名義をYにしていたが、Yが勝手に当該不動産をZに売却し、Zは登記を信頼して当該不動産を取得した。

丙. 真実の所有者Xがその不動産の登記名義をYにしていたが、Yが勝手に当該不動産をZに売却したのに対して、Xは当該不動産の所有権が自己にあること立証できなかった。

- ① A-イ-甲 B-ア-丙 C-ウ-乙
- ② A-ア-乙 B-イ-甲 C-ウ-丙
- ③ A-ウ-乙 B-ア-乙 C-イ-甲
- ④ A-イ-甲 B-ウ-丙 C-ア-乙
- ⑤ A-ウ-乙 B-ア-丙 C-イ-甲